

機械工業団地樹木剪定等委託業務仕様書

高知県商工労働部商工政策課

1 委託内容 機械工業団地等の県有地に係る樹木剪定、草刈り、残材処理

2 委託場所（別添地図を参照）

①高知市布師田四郎右衛門 3982-1（第1区間 L=291m）

高知市布師田 3981-4（兼松エンジニアリング（株）西工場）・3981-6（株矢野為商店）・3981-5（株トミナガ）の北側水路との間にある県有緑地帯について、西端を起点として東端までと、隣接する駐車場（ぢばさんセンター利用者用）北東の角から南東の角（駐車場と道路の間の法面）間。

②高知市布師田源右衛門 3963-1（第2区間 L=161.0m）

高知市布師田 3962-1（有）マルキ・3962-2（株）田村製缶・3962-4 高知稲田製作所・3962-5（株）太陽 東棟とその北側直線道の間にある県有緑地帯。

③高知市布師田源右衛門 3946-1（第3区間 L=238.0m）

高知市布師田 3950（株）太陽とその北側直線道の間にある県有緑地帯について、西端を基点として東に238mまでの間。

④高知市布師田源右衛門 3946-1（第4区間 L=53.5m）

高知市布師田 3950（株）太陽とその西側直線道の間にある県有緑地帯。

⑤高知市布師田源右衛門 3946-2（第5区間 L=95.0m）

高知市布師田 3948-2（株）技研製作所とその西側直線道の間にある県有緑地帯。

⑥高知市布師田源右衛門 3959-1（第6区間 L=69.0m）

高知市布師田 3396-31（高知市役所四郎右衛門排水機場）とその北側直線道の間にある三角地についてコンクリート敷きの機械工業団地組合所有の駐車場を除く県有緑地帯（三角地西側のフェンスと池の間の低地を含む）

⑦高知市布師田 3987-1（面積=6,239 m²）

中小企業団地公園内

3 作業内容

①委託場所内の草刈り及び樹木に対する基本剪定及び越境枝・支障枝剪定。越境枝・支障枝剪定は、官民境界における樹木の枝の適切な管理及び道路等の機能の確保を図るために、越境枝及び道路等に影響する支障枝、特に直線道に隣接する水田への日照に影響する支障枝を対象とした剪定を行う。また、これに伴う除草作業も適宜行うこと。

②第1区間については、あじさいが植えられており、それらを残す剪定。第2区間については電線支障枝（樹高を3m程度にすることを基本として調整する）・道路越境枝の剪定と樹木の外観を整えることを重視する剪定。第6区間については樹高を3m程度にすることを基本として三角地西側のフェンスと池の間の低地は皆伐を行う（敷地内に植林しているコウゾは伐採しないこと）。

③また、剪定により発生した剪定枝・伐採木等については廃棄物として高知市清掃工場に持ち込むこととし、適正に処分を行うこと。

④作業箇所にゴミ・空き缶等があれば収集し、高知市の定める廃棄処理を行うこと。

⑤中小企業団地公園内に寄植されているヒラドツツジ、アベリア等 243 本については、剪定・除草に加え防除を行うこと。また、同公園内にあるソメイヨシノ 40 本については、施肥を行うこと。

4 作業日程 【2 委託場所①から⑥】

作業は2回を予定（但し樹木剪定については1回とする）、実施日については別途、県と協議のうえ作業日を決定すること。

前 期：契約締結日～令和5年6月30日の間で調整

後 期：令和6年11月1日～令和6年12月31日の間で調整

【2 委託場所⑦】

実施時期は、令和6年12月20日(金)までとし、実施日については（公財）高知県産業振興センターと協議のうえ作業日を決定すること。

また、それぞれの作業終了後は「2 委託場所①から⑥」で指定した区域全体に、除草剤を散布すること。（実施日については、事前に県と協議を行うこと。）

5 委託期間 契約日から令和7年1月31日まで

6 危険防止

作業にあたっては、作業員への危険を防止する措置をとり、不測の事態に備え、保険に加入すること。

7 提出物

作業完了後、工事写真及び高知市清掃工場に剪定枝・伐採木等の廃棄物を持ち込んだことのわかる書類（計量票の写しなど）を提出すること。

(四) 荷州

